

所管部課	政策経営部 企画政策課	部長	武越 信昭			
件名	東大和市市長の権限に属する事務の一部委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
	関係事項	条例規則 部課機関	市長部局各部課			
<p>1. 要旨</p> <p>東大和市青少年問題協議会条例の廃止に伴い、東大和市市長の権限に属する事務の一部委任及び補助執行に関する規則の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>市長から教育委員会に補助執行させていた「青少年問題協議会に関すること。」について、当該協議会を定める条例が廃止されたことから文言を削除する。 なお、当該協議会条例の廃止は令和8年4月1日から施行される。</p> <p>【参考】</p> <p>地方自治法第八十条の二</p> <p>普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>令和8年4月1日</p>						
<p>2 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和7年11月28日 東大和市青少年問題協議会条例廃止の議決</p>						
<p>3 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議審議後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5 審議結果</p> <p>決定</p>						